

第4期横浜市耐震改修促進計画（素案）に関する市民意見募集の実施結果について

第4期横浜市耐震改修促進計画の策定にあたり、令和8年1月7日に素案を公表し、市民意見募集を実施しました。市民の皆様から、貴重な御意見をいただきましたことに御礼申し上げます。このたび、実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

1 実施概要

(1) 募集期間

令和8年1月8日（木）から2月6日（金）まで

(2) 提出方法

郵送、持参、電子メール、FAX、電子申請・届出システム

(3) 周知方法

- ・各区役所区広報相談係、市民情報センター、建築局建築防災課にて素案の閲覧、概要版の配布
- ・横浜市ウェブサイト、X、LINEによる情報発信

2 実施結果

13名の方から、35件の御意見をいただきました。

(1) 意見の提出方法の内訳

提出方法	提出人数
郵送	0名
持参	0名
電子メール	7名
FAX	1名
電子申請・届出システム	5名

(2) 意見の主な分類

分類	件数
計画全般に関すること	5件
戸建て住宅に関すること	22件
共同住宅に関すること	1件
特定建築物に関すること	1件
その他	6件

2 御意見と本市の考え方

※一部、個人や団体の特定につながる部分は削除しています。

(1) 計画全般に関すること

	ご意見（原文）	本市の考え方
1	大変良いと思います。神戸での対策も活用し実現可能性の高い案だと思います。ありがとうございました。	ご意見をいただきありがとうございます。
2	耐震化目標について、おおむね解消としていても、しっかり進捗管理が出来るよう令和12年時点のパーセンテージも記載しており、目標としてはよいと思う。	ご意見をいただきありがとうございます。
3	建物の耐震化は、人の命に直結する非常に大切な取組である。 しかしながら、対策を講じるには費用が掛かりすぎるため、行政の支援が必須となる。 今回、目標が概ね解消としているものでも、引き続き、補助金の交付を進め、耐震化を推進すべきである。	今後も継続的に耐震化施策を進めていきます。
4	実績について、住宅や大規模建築物、ブロック塀では目標を達成しており、また、防災ベッドは前計画よりも大幅に実績を増やし、沿道義務建築物も通行できる路線が増えている。 これまでの取組について評価したい。今後も今まで以上に取組を進めてほしい。	今後も継続的に耐震化施策を進めていきます。

	ご意見（原文）	本市の考え方
5	<p>耐震補助制度の重点化・充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「わいわい防災マップ」における「避難に適さない道」に面する建物について、耐震化の重点支援および補助額の上乗せ。 ・避難所に隣接する建物や、避難所へ向かう主要動線沿いの建物に対する耐震化支援の強化 ・耐震診断義務付け対象道路および、う回路 ・周辺道路沿い建物の現状調査 ・診断促進、可能であれば補助額の拡充 ・鉄道駅周辺（一定半径内）の建物に対する耐震診断 ・補強支援の重点化 ・人流データ等を活用し、通行量の多い道路沿い建物への優先的な耐震支援 ・「横浜市マンション耐震改修促進事業」および「マンション耐震診断支援事業」により安全性が確認・確保されたマンションの名称公表 	<p>耐震化の効果の高い建築物に補助を上乗せする等、制度の重点化を検討していきます。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

(2) 戸建て住宅に関すること

	ご意見（原文）	本市の考え方
1	<p>我が家は亡き夫の代で建て替えたハウスメーカーによるもので、築30年が経過した今も、メンテナンスサービスを受けています。しかし市の支援は、業者の制限について市内業者に限定されているため、市外のハウスメーカーで建てた家の耐震改修に補助が使えません。メーカーの長期保証やメンテナンスを続けるためには、メーカー指定の工事が必要です。こうした場合も補助が受けられるようにしてほしいです。市内の名前も知らない変な業者に頼むのは不安なので、信頼できる業者を選べる仕組みをお願いします。</p>	<p>建築士については、設計・施工事業者を事前に登録し、ホームページなどで公表しています。</p> <p>本市から特定の事業者の紹介は行っておりませんが、「一般社団法人 横浜市建築士事務所協会」に、建築士による市民相談窓口がございます。</p>
2	<p>補助額の上限の見直しもお願いします。最近では工事費がとて高くなっています。今の補助額では個人の負担が大きすぎます。物価や工事費の高騰に合わせて補助額を見直すだけでなく、工事の規模やメニューに応じて補助額を柔軟に設定する仕組みを導入してほしいです。例えば、基礎補強や屋根改修など、費用が大きい工事には上限を高めるなど、実態に合った制度にしてください。</p>	<p>社会動向や耐震化の実態等を踏まえ、適宜、制度の見直しや補助制度の拡充の検討を行います。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
3	<p>耐震化だけでなく、省エネや長期優良住宅の改修も一緒にやりたい人が多いと思います。こうした複合工事に対応した補助制度を、子育て世帯だけでなく、すべての世帯に広げてほしいです。子育て世帯向けの補助が手厚い一方で、高齢者や単身者の世帯は恩恵が少ないです。息子は独身税ばかり取られると言っています。どんな世帯でも安心して改修できるようにしてほしいです。</p>	<p>第3章(5)「省エネルギー工事やバリアフリー工事等と合わせた耐震改修の促進」に記載のとおり、バリアフリー改修工事と合わせた支援制度について検討します。</p> <p>なお、令和7年度から耐震改修と同時に行う省エネ改修の補助制度を開始しています。</p> <p>長期優良住宅の改修につきましては、参考とさせていただきます。</p>

	ご意見（原文）	本市の考え方						
4	<p>木造耐震基準の変遷の図(素案 p4 図 2-1-1)に誤りがあります。正しいものを示します。</p> <p>1) RC/S 造にとって新耐震基準が S56 より発足しました。また H12 年の法改正の性能規定化に伴い、限界耐力計算が追加され、新耐震基準がより明確になりました。</p> <p>2) 一方木造においては、「S56 基準」は必要壁量が微増しただけであり大きな変化がないため、「S56 以降の木造は安全である」との見識は、誤っていました。</p> <p>3) H12 法改正においては性能規定化が図られましたが、木造は取り残され、仕様規定の強化が図られました。(四分割法、N 値計算、接合部仕様、基礎仕様の明確化、許容応力度計算の改訂等)</p> <p>4) R7 法改正においては、階高制限の撤廃、準耐力壁等の耐力加算を認める。必要壁量の大幅増大 (H12 基準より 1.2～1.5 倍) が定められました。</p> <p>5) 当然第 4 期耐震改修促進計画は、「R7 新耐震」を満たすよう基準の明確化が望まれます。</p>	<p>第 2 章「建築物の耐震化の現状と目標」の図 2-1-1 は、従来より課題となっていた旧耐震基準に加え、昭和 56 年 6 月 1 日以降平成 12 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅が新たな課題として挙げられたことを示すものとして掲載しております。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>						
5	<p>築 S56 以前の木造建物に「R7 新耐震」基準の改修を要求するのは、もはや現実的ではないかもしれない。</p> <p>そこで、建築年次別耐震目標を提案する。例えば</p> <table border="1" data-bbox="300 1794 826 2078"> <tbody> <tr> <td data-bbox="300 1794 563 1888">S56 以前新築した木造</td> <td data-bbox="563 1794 826 1888">「S56 新耐震基準」を満たす</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1888 563 1982">H12 以前新築した木造</td> <td data-bbox="563 1888 826 1982">「H12 新耐震基準」を満たす</td> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1982 563 2078">R07 以前新築した木造</td> <td data-bbox="563 1982 826 2078">「R07 新耐震基準」を満たす</td> </tr> </tbody> </table>	S56 以前新築した木造	「S56 新耐震基準」を満たす	H12 以前新築した木造	「H12 新耐震基準」を満たす	R07 以前新築した木造	「R07 新耐震基準」を満たす	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
S56 以前新築した木造	「S56 新耐震基準」を満たす							
H12 以前新築した木造	「H12 新耐震基準」を満たす							
R07 以前新築した木造	「R07 新耐震基準」を満たす							

	ご意見（原文）	本市の考え方
6	その他耐震改修促進事業に制震工法を取り上げて欲しい。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
7	改修工事詳細図に断熱材充填を明記して欲しい。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
8	<p>第2章 建築物の耐震化の現状と目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問相談に出向いたときの相談者からの言葉には、図2-2-6 戸建て住宅における耐震改修工事を検討していない理由に記載された「改修や建替えは、費用負担が大きい」、「今は検討する余裕がない」等々経済的な点に改修の検討が出来ない最大の理由が有る様にとらえられます。 <p>(イ)a 戸建て住宅への取組に有る「費用を抑えた部分的な改修等の減災対策も検討中する」施策の中に「工事費用を極力抑えた耐震改修」方法を早急に提案していただけないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物全体の耐震改修を行うと多額な費用が必要とされますので、 <p>例・部分耐震化：2階建ての1階のみを精密診断の上部構造評点1.0以上とする耐震改修工事に補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条件付き定額補助制度を作り、耐震に有効な改修工事に補助。 	<p>第3章(11)「木造住宅の減災対策の推進」に記載のとおり、部分的な補強工事の補助について、検討していくこととしています。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ・グレーゾーンの期間に建てられた耐震性のない木造住宅の耐震化を、5年間で1万戸（単純に年間2,000戸）減の目標とされています。取組は「耐震診断の実施を促進し、耐震化等の支援を行う」等の従来の施策以外に特別な方策をお考えなのでしょうか。 <p>資料からは、過去9年間の耐震診断360戸/年間 耐震改修40戸/年間 過去7年間の除却96戸/年間で、所管課の取り組みだけでは目標を達することは至難の業とおもわれます。</p>	<p>第4期計画では、昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に着工された木造住宅について、従来より実施してきた耐震診断士派遣事業、訪問相談支援事業、耐震改修工事補助、除却補助、防災ベッド等設置補助を実施する計画となっております。引き続き、住宅所有者へのダイレクトメールや、広報周知を行い、より一層の耐震化に向けて取り組んでまいります。</p>

	ご意見（原文）	本市の考え方
10	<p>第3章 建築物の耐震化を促進するための取組</p> <p>耐震診断及び耐震改修に係わる補助制度の実施</p> <p>・木造建築物安全相談事業での「補助対象地区」の補助制度を市内全区に拡大出来れば耐震化率の検討を増やせる可能性は大きいと思われます。</p>	<p>木造建築物安全相談事業につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
11	<p>その他</p> <p>・現状耐震改修促進事業では木造在来構法の2階建て以下の住宅に限定されていますが、耐震診断のみツーバイフォー構法も対象となりませんか。</p>	<p>本計画では、在来軸組構法の木造住宅の耐震化を優先的に進めていくこととしています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
12	<p>「計画の目的」につきまして、素案第4期では、旧耐震基準で建築された建築物に加え昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に着工された木造住宅まで範囲を広げ、耐震性が不十分な戸建て住宅を1万棟減少させる「耐震化の目標」を掲げていただきましたので、これまで以上に市民の生命・財産の保護ができることになり、市民の安全・安心が確保されることになると思います。</p> <p>このことにつきまして、「概要版の計画期間の目標」に記載されています「耐震化の目標」の表中の表現では現状約95%と記されており、旧耐震基準の現状数値かと思いますが、この表の表現ですとグレーゾーンを含む数値になっているように見えますがいかがでしょうか。</p>	<p>第2章2-2(1)(ア)に記載のある表2-2-1-1「住宅の耐震化の現状」の耐震化率約95%には、昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に着工された住宅も含まれております。</p>
13	<p>耐震化への意欲が減退している市民にとって有効な選択肢の一つと考えられ、市民の安全と安心を確保するために、「耐震性の向上に寄与する部分的な補強工事についての補助の検討」を進めていただきますよう要望いたします。</p>	<p>第3章(11)「木造住宅の減災対策の推進」に記載のとおり、部分的な補強工事の補助について、検討していくこととしています。</p>

	ご意見（原文）	本市の考え方
14	<p>昨年度より、いわゆる「グリーゾーン期間」に建てられた木造住宅が耐震補強の補助対象となったことは、市民の安全確保の観点からも非常に意義深い取り組みであり、現場においても高く評価されています。実際に、市民の皆様の耐震化に対する意識向上にもつながっており、今後のさらなる推進を期待しております。</p> <p>一方で、旧耐震基準の住宅で耐震性に不安があるにもかかわらず、「長年住み慣れている」「きっかけがない」といった理由から、耐震化に踏み出せない方も依然として多く見受けられます。こうした方々に対しては、一定期間や重点エリアを設定した支援強化など、行動を後押しする仕組みを設けることで、耐震化のさらなる促進につながると考えます。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
15	<p>木造住宅耐震診断士派遣・訪問相談事業の充実について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問相談時に、耐震シェルターや防災ベッドに関する説明時間を新たに設ける。及び相談員への研修の実施 ・評点が一定以下（例：0.3以下）かつ高齢者・障がい者世帯について、防災ベッド・耐震シェルターへの補助額拡充（期間限定制度も検討） ・「木造住宅耐震改修工事事例集（耐震改修のすすめ）」の内容充実（がけ・擁壁・ブロック塀対策、各種補助制度の紹介等） ・同事例集への感震ブレーカー補助の掲載 ・訪問相談時における感震ブレーカー補助説明の必須化と相談員研修の実施 	<p>各制度について、社会動向や耐震化の実態等を踏まえ、適宜、制度の見直しや補助制度の拡充の検討を行います。いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
16	<p>耐震改修と一体的に進める防災対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽住宅の除却工事補助について、一定基準以上の老朽建物への補助額拡充 	<p>社会動向や耐震化の実態等を踏まえ、適宜、制度の見直しや補助制度の拡充の検討を行います。</p>

	ご意見（原文）	本市の考え方
17	耐震化は、単なる建物の補強にとどまらず、市民の命と地域の安全を守る基盤であると考えています。現場で市民の皆様と接する中で感じる課題や可能性を踏まえ、少しでも耐震化が進むよう、今後の施策検討の一助としていただければ幸いです	ご意見をいただきありがとうございます。ご意見です。
18	横浜市は全国に先駆けて耐震診断を実施し、これまで建築物の耐震化を促進するために様々な制度設計をきめ細やかにされてきたことに市民として誇らしく思っています。1995年より横浜市の木造住宅耐震診断士として多くの戸建て住宅の所有者・居住者に関わってきた者として、戸建て住宅の施策について意見を述べさせていただきます。 『福祉と連携した働きかけ』は重要だと思っています。耐震診断時には、住宅の問題以前に貧困・疾病・家族関係、相続、近隣関係の問題・家財等々、特に高齢や長期居住者からは住宅内外の困り事の相談を受けることがあります。診断士からも他の専門家に繋ぐ必要性を認識する場合もあるため、福祉と連携することで、住宅の耐震化にも糸口が見つかるのではないかと思います。	いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。
19	『部分的な改修』として、改修工事で評点1.0以上には届かないが、評点0.7を目安に、現状より改善されることにも意味があると思います。屋根だけを軽くする、金物を取り付ける、劣化している部分の改修をするだけでも効果はあり、減災になることをもっと所有者の方々に伝えたいです。小工事にも補助金を出すのかは議論の余地があると思いますが、段階を追って2回の工事で評点1.0になるような工事は推進して良いと思います。	第3章(11)「木造住宅の減災対策の推進」に記載のとおり、部分的な補強工事の補助について検討していくこととしています。

	ご意見（原文）	本市の考え方
20	<p>グレーゾーン（平成12年5月31日以前に着工された住宅）の耐震診断では、耐力壁がかなりあっても、バランスが悪かったり、劣化事象があるために評点を落とす例もあります。</p> <p>これらの住宅の耐震化には比較的費用が少なくて済むため、早めに進めたいです。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考にとさせていただきます。</p>
21	<p>耐震性だけでなく、断熱性能や劣化事象などに、我が家の困りごとを第三者の専門家に見てもらいたい、相談したいという所有者・居住者は多いです。耐震診断は耐震性の診断だけでなく、適切に維持管理された住宅の評価ができる機会でもあります。メンテナンスが行き届いている住宅には良い評価をして、減税などの特典を付加する、また許可が得られれば公表するなどの方策があれば、維持管理意識を高め、耐震診断の啓発にもなると思います。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
22	<p>素案 p13 の取組一覧表でまとめると、(6) トータルサポート、(11) 段階的な耐震改修の戸建て住宅に◎を入れていただきたい。(15) 紹介体制の整備、(17) 普及、啓発の点では、他の事業との連携や今後の空き家対策、良質なストックの形成の視点も加味していただきたい、というのが私の意見です。</p>	<p>第3章(11)「木造住宅の減災対策の推進」に記載のとおり、部分的な補強工事の補助について、検討していくこととしています。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

(3) 共同住宅に関すること

	ご意見（原文）	本市の考え方
1	<p>建築の構造設計を業務としており、新築建物の構造設計も行っておりますが、耐震診断、耐震改修、改修工事について意見を述べます。市の補助金を使用して耐震診断を行っておりますが、そこから耐震改修に進むのは少なく、その理由は高額な工事費になります。耐震改修、改修工事が出来たのは工事費が補助金と比較、使用してある程度安価になる場合でした。分譲マンションは耐震改修を実施して、高額な工事費により改修工事に進まない場合もあります。また、物価高騰で工事費が以前の2倍以上になる話も聞きます。以上より、補助金の増額があると耐震化が進むと考えます。</p>	<p>分譲マンションの耐震改修補助制度は、一般的な分譲マンションの改修工事費及び補助割合等を勘案し、補助上限額を設定しています。</p> <p>社会動向や耐震化の実態等を踏まえ、適宜、制度の見直しや補助制度の拡充の検討を行います。</p>

(4) 特定建築物に関すること

	ご意見（原文）	本市の考え方
1	<p>築52年のテナントビルを所有しています。</p> <p>現在建築費の高騰により、建替費用が数年前と比べて1.5倍かそれ以上になっている状況です。</p> <p>最近では躯体を残してリニューアルするという、いわゆるリファイニング物件が増えており、弊社も建替をするかリファイニングをするかで検討をしているところです。</p> <p>しかし、旧耐震であることで金融機関からは長期で融資が借りられず、収支のバランスが悪くなり、中小規模でのリファイニングは難易度は高くなっています。</p> <p>一方、建替となると、建築費の高騰やエリア的に杭工事の費用が嵩み、今後の関内エリアの発展が見込めないと収支が厳しくなります。</p> <p>いずれにせよ、建替もリファイニングも費用対効果が大きく見込めず、横浜市の補助や融資における規制緩和がない限り、何もせずに状況を見守っている所有者の方も多くいらっしゃるのではないかと推察します。</p> <p>資料のように、人々の安全を守るためには耐震化は避けられないことであり、早急に対策をしていただきたいと思います。</p>	<p>個々の民間建築物所有者の意向を踏まえた支援に取り組んでいきます。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>

(5) その他

	ご意見（原文）	本市の考え方
1	<p>第4期横浜市耐震改修促進計画素案 P17 (11) 木造住宅等の減災対策の推進 図3 の3 防災ベッドの例にあるように、対象 住宅に対して防災ベッドを設置する際に 補助金を出すことで、防災に対する取り 組みが加速されると感じます。対象住宅 を所有、居住している世代の多くが資料 より70代以上の方が73%を占めているの で、体力的に自由に動きづらい世代をメ インに助ける対策をとることで息子、娘 世代の震災後の影響を減らせて、子世代 の自由度を高めることに繋がるのではな いかと考えます。限られた予算の中で厳 しいとは思いますが、可能であれば防災 ベッドを無償で提供することで罹災に対 する考え方の啓発にもなると思います。</p>	<p>補助額については、社会動向や耐震化の 実態等を踏まえ、適宜、制度の見直しや 補助制度の拡充の検討を行います。 いただいたご意見につきましては、今後 の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>我が家は今、息子と二人暮らしですが、 日中は息子は働きに出ていてほとんど家 にいないので、普段から家にいるのはほ ぼ私一人です。家具の転倒防止対策の支 援は、今は高齢者だけの世帯が対象です が、同居している家族がいる場合も、自 分たちだけで器具を設置するのは大変で す。高齢者がいる家庭や、子どもがいる 家庭など、もっと広く対象を拡大してほ しいです。有償でも構いません。信頼で きる業者をお願いできる仕組みがあると 安心です。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後 の参考とさせていただきます。</p>

	ご意見（原文）	本市の考え方
3	<p>「第3期」では、防災ベッドや耐震シェルターの設置件数やブロック塀等の改善件数を「目標」に掲げていましたが、「素案第4期概要版」では記載がなくなり、「素案第4期第1章計画の対象建築物」にもブロック塀等の表現がないように思われます。また、「素案第2章第3期の目標と実績」には4年間の実績件数が記されていますが、その検証と評価の記載が見当たりません。さらに、「素案第3章建築物の耐震化を促進するための取組」の表には、「第3期」では防災ベッドが記載され、「素案第4期」ではブロック塀に変わっています。防災ベッドや耐震シェルター及びブロック塀等につきまして、「第3期」の検証及び評価を行っていただき、「素案第4期」の目標、取組の整合性を図っていただきますようお願いいたします。大変な作業になるかと思いますがよろしくをお願いいたします。</p>	<p>横浜市地震防災戦略にて「防災ベッド及び耐震シェルター等」と「ブロック塀」について目標を定めております。</p>
4	<p>木造住宅等の減災対策の推進についての要望でございます。</p> <p>「素案第2章(P6)」にも記載されておりますが、様々な事情により戸建て住宅の耐震化への意欲が減退している市民にとっては、防災ベッドや耐震シェルターは有効な選択肢の一つかと考えております。防災ベッドや耐震シェルターの「第3期」の検証・評価の結果によるものと思いますが、「第4期」にも目標に掲げ、第3章の取組に記載していただくことを要望いたします。</p>	<p>横浜市地震防災戦略にて「防災ベッド及び耐震シェルター等」について目標を定めております。</p>
5	<p>ブロック塀等についての要望でございます。ブロック塀等の「第3期」の検証及び評価の結果によると考えますが、特に沿道を通行する市民の命を守る重要な取組みとして「第4期」にも目標に掲げ、第3章の取組に記載していただくことを要望いたします。</p> <p>市民が安心して暮らせる環境を守るために、どうぞよろしくをお願いいたします。</p>	<p>横浜市地震防災戦略にて「ブロック塀」について目標を定めております。</p>

	ご意見（原文）	本市の考え方
6	<p>耐震改修と一体的に進める防災対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震補助工事において、感震ブレーカー設置を原則化し、簡易型機器の無償配布等を実施 ・耐震補強工事と併せた家具転倒防止対策の施工費補助 ・防災ベッド・耐震シェルター設置住宅に対し、「設置済み」を示すシールの配布。（補助金未利用の場合でも、設置確認により配布する仕組みを検討）（門標イメージは建築防災課のHPの横浜市木造住宅耐震改修補助事業の耐震改修補助制度の利用後に配られるものと同じようなシールをイメージしています） <p>https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hojokinshienseido/mokutai/mokukaishu/mokukaishu.html</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>